

松文市指令 第4号
令和元年 5月 9日

新しい歴史教科書をつくる会 様

松本市長 菅 谷



このたび藤岡信勝様、藤木俊一様、山本優美子様からいただきました「申入書」について、お答えします。

まつもと市民芸術館の利用許可につきましては、従来から松本市の「まつもと市民芸術館条例」に基づいて行っております。

利用が制限されるのは、第6条（入館の制限）・第7条（利用の制限）に規定されている「施設等を破損し、又は滅失するおそれ」「公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれ」がある場合、また第9条（利用の停止等）に規定されている「利用者が許可を受けた利用の目的以外に施設等を利用した」「利用者が許可の申請書に偽りの記載をし、又は不正の手段によって許可を受けた」などの場合によりますが、今回の利用申請内容については、これらに該当しないものと判断しております。

文化スポーツ部 文化振興課 まつもと市民芸術館
担当 課長 山岸 尚志 課長補佐 上條 仁
電話 0263-33-3800 FAX 0263-33-3830
E-mail : mpac@city.matsumoto.lg.jp